

## 第10号様式記載の手引

### 1 この明細書の用途等

この明細書は、2以上の都道府県に事務所若しくは事業所（以下「事務所等」といいます。）を有する法人又は東京都の特別区及び市町村に事務所等を有する法人が、第6号様式、第6号の2様式又は第7号様式（法第72条の48第2項ただし書の規定により事業税の申告をする場合に係るものに限ります。）の申告書を提出する場合に、その申告書に添付して1通を提出してください。ただし、主たる事務所等（外国法人にあつては、この法律の施行地において行う事業の責任者が主として執務する事務所等）所在地の都道府県知事に対しては、写し1通を添付してください。

### 2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を申告書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記してください。	
2「法人税法の規定によって計算した法人税額①」	第6号様式の申告書に添付する場合は、次に掲げる法人税の申告書を提出する法人の区分ごとに、それぞれに定める法人税の申告書の欄の金額を記載します。 (1) 別表1(1)を提出する法人 別表1(1)の10の欄の金額（ただし、この①の欄の上段の（ ）内に記載された金額がある場合には、当該金額を加算した合計額を記載します。以下(2)及び(3)においても同じです。） (2) 別表1(2)を提出する法人 別表1(2)の8の欄の金額 (3) 別表1(3)を提出する法人 別表1(3)の8の欄の金額 なお、（ ）内には、使途秘匿金の支出の額の40%相当額（別表1(1)の10の欄の上段に外書として記載された金額、別表1(2)の8の欄の上段に外書として記載された金額又は別表1(3)の8の欄の上段に外書として記載された金額）、リース特別控除取戻税額（別表1(1)の5の欄、別表1(2)の5の欄又は別表1(3)の5の欄の金額）及び土地譲渡利益金額に対する法人税額（別表1(1)の7の欄、別表1(2)の7の欄又は別表1(3)の7の欄の金額）の合計額を記載します。	連結法人及び連結法人であった法人は、記載しないでください。
3「試験研究費の額に係る法人税額の特別控除額②」	第6号様式の申告書に添付する場合は、次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。 (1) 租税特別措置法第42条の4第1項（試験研究費の総額に係る税額控除）、第2項（特別試験研究費に係る税額控除）及び第3項（繰越税額控除限度超過額に係る税額控除）の規定の適用を受ける法人 法人税の明細書（別表6(6)）の27の欄の金額 (2) 租税特別措置法第42条の4第6項（中小企業者等の試験研究費に係る税額控除）又は第7項（繰越中小企業者等税額控除限度超過額に係る税額控除）の規定の適用を受ける法人 零 (3) 租税特別措置法第42条の4第9項（試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける法人（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6(8)）の19の欄の金額	連結法人及び連結法人であった法人は、記載しないでください。
4「国際戦略総合特別区域及び雇用の数の増加に係る法人税額の特別控除額③」	第6号様式の申告書に添付する場合は、次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。 (1) 租税特別措置法第42条の11第2項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）及び第3項（繰越税額控除限度超過額に係る法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける法人 法人税の明細書（別表6(16)）の24の欄の金額 (2) 租税特別措置法第42条の12第1項（雇用の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける法人（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6(17)）の12の欄の金額	連結法人及び連結法人であった法人は、記載しないでください。

欄	記載のしかた	留意事項
5 「還付法人税額等の控除額④」	第6号様式の申告書に添付する場合に、第6号様式別表2の3の④の計欄の金額を記載します。	連結法人及び連結法人であった法人は、記載しないでください。
6 「退職年金等積立金に係る法人税額⑤」	第6号様式又は第6号の2様式の申告書に添付する場合に、法人税の申告書(別表19)の11の欄の金額を記載します。	連結法人及び連結法人であった法人は、記載しないでください。
7 「差引計⑥」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。この場合において、1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。 (1) 第6号様式の申告書を提出する法人 (イ) 連結法人及び連結法人であった法人以外の法人 ①+②+③-④+⑤の金額 (ロ) 連結法人及び連結法人であった法人 第6号様式別表1の⑧の欄の金額 (2) 第6号の2様式の申告書を提出する法人 ⑤の欄の金額	
8 「所得金額」 (⑦から⑩までの欄)	第6号様式又は第7号様式の申告書に添付する場合に次のように記載します。この場合において、これらの各欄の金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。 (1) ⑦から⑨までの各欄は、所得の金額が年400万円(その事業年度が1年に満たない場合においては、400万円にその事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額。以下同じ。)以下であるときはその金額を⑦の欄に、年400万円を超え年800万円(その事業年度が1年に満たない場合においては、800万円にその事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額。以下同じ。)以下であるときはこれを年400万円以下の金額及び年400万円を超え年800万円以下の金額に区分してそれぞれ⑦及び⑧の各欄に、年800万円を超えるときはこれを年400万円以下の金額、年400万円を超え年800万円以下の金額及び年800万円を超える金額に区分して、それぞれ⑦、⑧及び⑨の各欄に記載します。 (2) ⑩の欄は、法第72条の24の7第3項の規定により軽減税率が適用されない法人がその所得金額を記載します。	(1) 収入金額課税法人(電気供給業、ガス供給業及び保険業を行う法人)は、記載する必要はありません。 (2) その事業年度が1年に満たない場合において、所得の金額が400万円を超え800万円以下であるときの⑧の欄の金額は、所得の金額から⑦の欄の金額(端数を切り捨てる前の金額)を控除して算出し、所得の金額が800万円を超えるときの⑨の欄の金額は、所得の金額から⑦及び⑧の各欄の金額(端数を切り捨てる前の金額)を控除して算出します。 (3) 軽減税率の適用されない法人とは、事業年度の末日(解散した法人にあっては、解散の日)において3以上の都道府県に事務所等を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人をいいます。
9 「付加価値額⑫」	第6号様式又は第7号様式の申告書に添付する場合に、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人(外形対象法人)が第6号様式別表5の2の⑫の欄の金額を記載します。 この場合において1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。	
10 「資本金等の額⑬」	第6号様式又は第7号様式の申告書に添付する場合に、法第72条の2第1項第1号イ(外形対象法人)に掲げる法人が第6号様式別表5の2の⑬の欄の金額を記載します。 この場合において1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。	

欄		記載のしかた	留意事項
11「収入金額⑬」		第6号様式又は第7号様式の申告書に添付する場合に、電気供給業及びガス供給業を行う法人にあっては第6号様式別表6の③の欄の金額を、生命保険会社又は外国生命保険会社等にあっては第6号様式別表7の⑤の欄の金額を、損害保険会社又は外国損害保険会社等にあっては第6号様式別表8の⑦の欄の金額を、少額短期保険業者にあっては同表の⑨の欄の金額を記載します。この場合において1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。	
12「事務所又は事業所」		同一都道府県内に所在する事務所等ごとにその名称とその所在地の市町村名を記載します。	
事業税	13「分割基準(単位= )」	「(単位= )」には、適用する分割基準の種類に応じた単位を記載します。	
	14「事務所又は事業所ごとに記載する「分割基準」の各欄	(1) 事務所等ごとに記載するほか、同一都道府県ごとにその小計を付してください。 (2) 上段の( )内には、資本金の額又は出資金の額が1億円以上の製造業を行う法人の工場である事務所等について、法第72条の48第4項第3号ただし書の規定によって2分の1を加える前の従業者数を記載します。 (3) 事務所等の固定資産の価額に1,000円未満の端数があるとき又はその軌道の単線換算キロメートル数に端数があるときは、その端数を切り捨ててください。	(1) 電気供給業を行う法人は、第10号様式別表の⑬及び⑭の欄の金額を記載します。 (2) 本社と工場が併置されている場合、工場と支店等が併置されている場合には、それぞれに属する従業者数は別行に区分して記載します。
	15「分割課税標準額」(⑮から⑳までの欄)	(1) 事業税の「課税標準の総額」の各欄(㉑の欄を除きます。)の金額を事業税の「分割基準」の欄の合計の数値で除して1単位当たりの分割課税標準額を算出し、当該1単位当たりの分割課税標準額に事業税の「分割基準」の欄の都道府県ごとの小計の数値を乗じて得た額を記載します。なお、1単位当たりの分割課税標準額を算出する場合において、当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該分割基準の総数のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨ててください。 (2) 各欄の金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨ててください。	製造業、電気供給業、ガス供給業、倉庫業、鉄道事業若しくは軌道事業以外の事業の分割課税標準額を計算するため課税標準額を二分した金額又は鉄道事業若しくは軌道事業とこれらの事業以外の事業とを併せて行う法人の分割課税標準額を計算するため課税標準額をそれぞれの事業に係る売上金額により按分した金額について1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。
道府県民税	16「分割基準」	事務所等ごとに記載するほか、同一都道府県ごとにその小計を付してください。なお、東京都の特別区と市町村に事務所等を有する法人の東京都分は、特別区分と市町村分に区分し、市町村分については各市町村ごとに記載してください。	事業税の分割基準の数値と一致する場合は記載する必要はありません。
	17「分割課税標準額㉒」	(1) 道府県民税の「課税標準の総額」の「差引計⑥」の欄の金額を道府県民税の「分割基準」の欄の合計の数値で除して1人当たりの分割課税標準額を算出し、当該1人当たりの分割課税標準額に道府県民税の「分割基準」の欄の都道府県ごとの小計の数値を乗じて得た額を記載します。なお、1人当たりの分割課税標準額を算出する場合において、当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該分割基準の総数のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨ててください。 (2) この金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。	東京都の特別区と市町村に事務所等を有する法人の東京都分は、特別区分と市町村分に区分し、市町村分については、各市町村ごとに記載してください。

分割基準については、次の取扱いによってください。

## 1 道府県民税

分割基準とは、法人税額の課税標準の算定期間又は連結法人税額の課税標準の算定期間（以下「算定期間」といいます。）の末日現在における従業者の数をいいます。ただし、次の(1)から(3)までに掲げる事務所等にあつては、それぞれ(1)から(3)までに定める従業者の数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします。）をいいます。

(1) 算定期間の中で新設された事務所等

$$\text{算定期間の末日現在の従業者数} \times \frac{\text{新設された日から算定期間の末日までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$$

(2) 算定期間の中で廃止された事務所等

$$\text{廃止された月の前月末現在の従業者数} \times \frac{\text{廃止された日までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$$

(3) 算定期間の各月の末日現在の従業者数のうち最も多い数が少ない数の2倍を超える事務所等

$$\frac{\text{算定期間の各月の末日現在の従業者数を合計した数}}{\text{算定期間の月数}}$$

## 2 事業税

(1) 分割基準は、次に掲げる事業についてそれぞれに定めるところによります。

(イ) 製造業 事業年度終了の日の事務所等の従業者の数（道府県民税に関する部分の(1)から(3)までに掲げる事務所等に該当する場合には、当該(1)から(3)までに準じて算定した数。以下同じです。）

(ロ) 電気供給業、ガス供給業及び倉庫業 事業年度終了の日現在において貸借対照表に記載されている事務所等ごとの有形固定資産の価額

(ハ) 鉄道事業及び軌道事業 事業年度終了の日における軌道の単線換算キロメートル数

(ニ) その他の事業 事業年度に属する各月の末日（当該事業年度中に月の末日が到来しない場合においては、当該事業年度終了の日）現在の事務所等の数を合計した数及び事業年度終了の日現在の事務所等の従業者の数

なお、資本金の額又は出資金の額が1億円以上の製造業を行う法人の工場の従業者については、その従業者の数にその数（その数が奇数の場合には、その数に1を加えた数）の2分の1を加えた数により算定します。

(2) 電気供給業を行う法人が規則第6条の2第3項の規定の適用を受ける場合においては、その旨を記載するとともに、その明細書を添付する必要があります。

(3) 分割基準を異にする事業を併せて行う場合にあつては、鉄道事業又は軌道事業とこれらの事業以外の事業と併せて行う場合を除き、主たる事業の分割基準によります。

なお、異なる分割基準が適用される場合においては、それぞれの分割基準及び当該分割基準に係る分割課税標準額ごとにこれらの数値を併記します。